

	_____
	_____
	_____
	_____
	_____

発行済株式の総数が 5000 株である株式会社が、募集株式について、金銭以外の財産（以下「現物出資財産」という。）を出資の目的とする旨並びに当該財産の内容及び価額を定めた場合における検査役の調査の要否に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、特別法の規定により現物出資財産の出資に関する会社法の規定の適用が除外される場合は、考慮しないものとする。

- ア. 当該株式会社が募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が 500 株である場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額に関する検査役の調査は不要である。
- イ. 当該株式会社が現物出資財産について定めた価額の総額が 500 万円である場合には、当該現物出資財産の価額に関する検査役の調査は不要である。
- ウ. 当該株式会社から 1000 株の割当てを受けた募集株式の引受人が、現物出資財産として、その価額が 1000 万円と定められた市場価格のある有価証券を給付する場合において、法務省令で定める方法により算定される当該有価証券の市場価格も 1000 万円であるときは、当該有価証券についての現物出資財産の価額に関する検査役の調査は不要である。
- エ. 当該株式会社から 1000 株の割当てを受けた募集株式の引受人が、現物出資財産として、その価額が 1000 万円と定められた不動産を給付する場合において、当該価額が相当であることについて税理士の証明を受けたときは、当該証明を受けた当該不動産についての現物出資財産の価額に関する検査役の調査は不要である。
- オ. 当該株式会社から 1000 株の割当てを受けた募集株式の引受人が、現物出資財産として、当該株式会社に対する弁済期が到来していない金銭債権を給付する場合において、当該金銭債権について定められた価額と当該金銭債権に係る負債の帳簿価額とがいずれも 1000 万円であるときは、当該金銭債権についての現物出資財産の価額に関する検査役の調査は不要である。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

**ア 正しい**

募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額について、検査役の調査が不要とされている（207条9項1号）。その趣旨は、現物出資者に割り当てる株式の総数が少なければ、会社の利害関係人に与える影響は小さいこと、及び、あまり軽微な場合にまで検査役の調査を必要とすると、徒に募集株式の発行等を困難ならしめるということから、現物出資制度の合理化として、時間と費用を要する検査役の調査を不要とした点にある。

**イ 正しい**

現物出資財産について定められた199条1項3号の価額の総額が500万円を超えない場合当該現物出資財産の価額について、検査役の調査が不要とされている（207条9項2号）。その趣旨は、現物出資財産の価額が少なければ、会社の利害関係人に与える影響が小さいということ、及びあまりに少額の財産を目的とする現物出資にまで検査役の調査を強制するのは、経済的合理性を欠くということから、現物出資制度の合理化として、時間と費用を要する検査役の調査を不要とした点にある。

**ウ 正しい**

現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた199条1項3号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令（会社法施行規則43条）で定める方法により算定されるものを超えない場合、当該有価証券についての現物出資財産の価額について、検査役の調査が不要とされている（207条9項3号）。その趣旨は、市場価格のある有価証券については客観的な価値の評価が可能であることから、現物出資制度の合理化として、時間と費用を要する検査役の調査を不要とした点にある。

本肢では、法務省令で定める方法により算定される市場価格が1000万円とされており、一方、現物出資財産の価額は1000万円と定められているから、市場価格を超えていない。よって、検査役の調査は不要である。

**エ 誤っている**

現物出資財産について定められた199条1項3号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額について、検査役の調査が不要とされている（207条9項4号）。その趣旨は、専門家による評価への信頼を基礎に、現物出資制度の合理化として、時間と費用を要する検査役の調査を不要とした点にある。

本肢では、現物出資財産として不動産を給付していることから、検査役の調査が不要とされるためには、税理士の証明とともに不動産鑑定士の鑑定評価も受ける必要がある。

**オ 誤っている**

現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた199条1項3号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合、当該金銭債権についての現物出資財産の価額について、検査役

の調査が不要とされている（207条9項5号）。すなわち、弁済期が到来していない金銭債権を現物出資財産とした場合には、検査役の調査が必要である。その趣旨は、弁済期が到来している場合には、会社が弁済しなければならない価額は確定しており、評価の適正性について特段の問題は生じないことから、現物出資制度の合理化として、時間と費用を要する検査役の調査を不要としたという点にある。

[参考] デット・エクイティ・スワップ

デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）とは、債権者が会社に対する債権（デット）を当該会社の株式（エクイティ）と取り換える（スワップ）ことであり、会社法上は、会社が募集株式の発行等を行い、債権者が債権を現物出資することによって実現される。倒産に瀕した会社の再建のために行われることが多い。つまり、会社の再建のために金融機関等による債権放棄が望まれるが、単なる債権放棄だと、金融機関等の経営者の責任が問題になり得るなどの理由で嫌がられるから、いわば債権放棄の代価として株式を交付し、会社再建後の株価上昇による利得を金融機関等が得られるようにするために、デット・エクイティ・スワップが行われるのである。

デット・エクイティ・スワップは債権の現物出資であるから、本来的には、検査役調査の対象となるはずであるが、現物出資財産である債権の価額をどのように評価すべきかであるかが問題となってしまう（倒産に瀕した会社であれば、それに対する債権は回収できる見込みが低いから、実価は額面額（券面額、名目価値）よりも相当に低いはずであるが、その正確な算定には相当の時間と費用を要する。）。しかし、検査役の報酬は会社が支払わなければならない（207条3項）、報酬が多額になれば倒産に瀕している会社にとっては少なからず負担になるし、また、検査役調査に時間がかかるれば、その間に会社は倒産してしまうかもしれない。これに対し、額面額での評価であれば、検査役は現物出資財産である債権の存在とその額を確認すればよいだけであるから、調査に要する時間と費用は大きく節減される。

そこで、検査役調査を簡便にして、デット・エクイティ・スワップを通じた会社再建を後押しするため、平成12年に東京地方裁判所が検査役は額面額で評価すればよいとする見解を採用し、それ以降、実務上、額面額で評価すればよいとする取扱いが定着していた。

このような状況で、平成17年制定の現行会社法は、検査役調査簡略化の方向性をさらに押し進めて、現物出資財産が弁済期が到来している金銭債権であり、当該金銭債権について定められた現物出資の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価格（額面額）を超えない場合には、そもそも検査役の調査は不要であるとした（207条9項5号）。